

障害児の虐待防止に向けて

【障害児入所施設編】

群馬県生活こども部
児童福祉課障害児支援係

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

| 所在 場所 | 在宅 (養護者 ・保護者) | 福祉施設・事業 | | | | | 企業 | 学校 病院 保育所 | |
|------------------------|--|--|---|--|--|---|--|---|---|
| | | 障害者総合支援 法 | | 介護保 険法等 | 児童福祉法 | | | | |
| | | 障害福 祉サー ビス事 業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む) | 相談支 援事業 所 | 高齢者 施設等 (入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含 む) | 障害児 通所支 援事業 所 | 障害児 入所施 設等 ※3 | | | 障害児 相談支 援事業 所 |
| 18歳 未満 | 児童虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (都道府県) ※1 | | | — | 障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村) | 児童福祉 法 ・適切な 権限行使 (都道府県) ※4 | 障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村) | | |
| 18歳 以上 65歳 未満 | 障害者虐 待防止法 ・被虐待 者 支援 (市町村) | 障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村) | 障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村) | — 【特定疾病 40歳以上】 | (20歳まで) ※2 — | 【20歳まで】 — | — | 障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 労働局) | 障害者虐 待防止法 ・間接的 防止措置 (施設長・ 管理者) |
| 65歳 以上 | 障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村) | | | 高齢者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村) | — | — | — | | |

■被措置児童等虐待の禁止 児童福祉法第33条の11

施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

■被措置児童等虐待 児童福祉法第33条の10

障害児入所施設の長、その職員その他の従業者が入所する児童について行う、次の行為

- ①身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ②わいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置、生活を共にする他の児童によるわいせつな行為の放置、その他施設職員等として養育又は業務を著しく怠ること
- ④著しい暴言又は著しく虚説的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動

■ 虐待の種類

| 類型 | 例示 |
|------------------|--|
| 身体的虐待 | <p>暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為、身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為</p> <p>【具体的な例】・平手打ちをする ・殴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やりに食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束(柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、部屋に閉じ込めたまま放置する、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる)など</p> |
| 性的虐待 | <p>性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても本心からの同意かどうかを見極める必要がある)</p> <p>【具体的な例】・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する など</p> |
| 心理的虐待 | <p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること</p> <p>【具体的な例】・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しているのに意図的に無視するなど</p> |
| ネグレクト (放棄・放置) | <p>食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助しない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと</p> <p>【具体的な例】・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気や怪我をしても受診させない ・障害児同士の暴力、性的に問題のあるような行為などを放置する ・支援員が障害児を虐待している行為を認知しながらも何も関与しない など</p> |

虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

| 虐待行為の種類 | 該当する刑法の例 |
|---------|---|
| ① 身体的虐待 | 刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪 |
| ② 性的虐待 | 刑法第176条不同意わいせつ罪、第177条不同意性行等罪 |
| ③ 心理的虐待 | 刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪 |
| ④ 放棄・放置 | 刑法第218条保護責任者遺棄罪 |

■行政機関等への通告の義務

- 虐待及び虐待の疑いがある場合の通告義務
行政機関等（県や児童相談所等）への通告義務（児童福祉法第33条の12第1項第1号）
虐待の発見→発見しやすい立場としての自覚・注意喚起
- 通告の手順を明確化
事業所内でのマニュアル作成
事業所内で気兼ねなく相談できる体制の構築
虐待を発見し、通告しやすい職場環境づくり



■守秘義務と公益通報について

- 医師など職業的な守秘義務を持つ人には、虐待の通報義務が守秘義務より優先されるため、通報する事によって刑罰に問われる事はない。（児童福祉法第33条の12第1項第4号）
- 虐待を発見しやすい立場にいる施設職員等は、通告をしたことによって解雇や不利益な扱いを受けない。（児童福祉法第33条の12第1項第5号）

立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則規定

児童福祉法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処することができると規定（児童福祉法第62条）

これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし、虐待に気づいた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかったと考えられる。

虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、**「隠さない」**
「嘘をつかない」という誠実な対応を管理者等が日頃から行うこと。

身体拘束の廃止に向けて

「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。**さらに、**やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。**

緊急やむを得ない場合とは・・・

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

令和6年度障害福祉サービス報酬改定に係る変更点

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

【参考】5分でできる職場のストレスチェック

5分でできる職場のストレスチェック

5分でできる職場の ストレスチェック

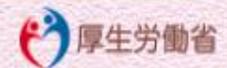
4つのSTEPによる簡単な質問から、
あなたの職場におけるストレスレベルを測定します。
質問は全部で57問です。(所用時間約5分間)
はじめに性別を選んでください。

男性

女性

このコンテンツは、厚生労働省「職業性ストレス簡易調査票フィードバックプログラム」に基づいて、制作致しました。

こころの耳



<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/>